国立公文書館
National Archives of Japan

内閣文庫
舊號 和 27073
冊數 53 (13)
函號 260 129

庫 文 閣 内
函 二〇〇 架 一六三 冊 二九三 號 二七〇七三 類 和書
(二一)

和書門
五三冊 九架 八二函 二七〇七三號 類

萬葉集第五師說卷中

梅花歌三十二首并序

并序[illegible]

并序[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

卿宅の八字有り　序[illegible]文選注濟曰序舒也舒其物理

天平二年正月十三日葬于帥老之宅中宴

會也于時初春令月氣淑風和梅披鏡前之

粉蘭薰珮後之香加以曙嶺移雲松掛羅而
傾蓋夕岫結霧鳥對穀而迷林庭舞新蝶空
歸故鴈於是孟天坐地促膝飛觴忘言一室
之裏閑衿煙霞之外淡然自放快然自足若
非翰苑何以攄情詩紀落梅之篇古今夫何
異矣宜賦園梅聊成短詠

この序は劉瑀の義を蘭亭記に承ける年号を在癸丑暮春
を初會于會稽山陰之蘭亭修禊事也とうたふ
ものなり　華、孟子曰出於其類拔于其萃注曰聚也

初春令月氣淑風和張衡歸田賦於是仲春令月時和氣清鄭玄曰令善也　杜審言詩淑氣催黃鳥
主人曰臥含章簷下梅花落公主額上成五出之花拂之不去自是後有
梅花莊雜五行書云云　蘭薰珮後之香　西京雜記云漢武帝宮人九月九
日佩蘭　離騷經云又重以脩能扈江離與辟芷兮紉秋蘭以為
佩下注云記曰佩帨茝蘭則蘭之類古人皆以為佩也　松掛羅而傾蓋　陽煬
帝老松詩獨留塵尾影橫偃蓋陰　象語曰孔子之劍遭
程子于塗傾蓋而語終日甚相親　前漢書鄭陽傳曰願大王孰察少
卿侍焉諺曰有白頭如新傾蓋如故何則知與不知也　玉策記云千歲
松樹望而視之有如偃蓋
云山有穴曰岫　和名鈔云陸詞云岫山穴似袖似祐反和名久木　穀
非也和名鈔云釋名曰穀胡谷反和名石米　其形纖纖視之如穀也唐顏云

纖子六反又叔同此 剖云之々良岐 繒文貌也 宋玉神女賦曰動霧縠以徐
步兮拂墀聲之珊々善曰縠今之輕紗薄如霧也 司馬長卿子虛賦曰於是
鄭女曼姬被阿縠揄紵縞雜纖羅垂霧縠良曰霧縠其細如霧垂之為裳也 范尉宇宦者傳論曰南金和寶冰紈霧縠之積盈以珍藏良曰
縠紗也霧者如霧之輕 漢書注霧縠言其輕細若雲霧也言細布也
舞新蝶 五車韻瑞梁鮑泉詩新鶯始新歸新蝶後新飛 懷
風藻云階梅鬬素蝶塘柳掃芳塵 紀朝臣 叙吕 盍天坐地淮南子
原道訓云是故大丈夫恬然無思澹然無慮以天為蓋以地為
輿四時為馬陰陽為御乘雲陵霄云云 文選劉伶酒德
頌云幕天席地 促膝飛觴 梁陸倕贈京邑僚友詩云
促膝豈異人戚々皆烟埋 呂向文選註曰杜甫詩云燒蠟光吐日夜如何其
初促膝五車韻瑞倉楊烟詩云煙霞駐征蓋弦奏促飛觴 同成公

綏賦云列樽罍飛羽觴 西京賦曰羽觴行而無筭 善曰漢書音義
形良曰杯上綴 鳧休理々滿公欽書云鑿坦綿々銷羽爵飛鳧
羽以速飲也 忘言一室之裏周衿煙霞之外淡然自放
快然自足 蘭亭記云引以為流觴曲水列坐其次或取諸懷抱悟
言一室之內或因寄所託放浪形骸之外雖殊途舍万殊靜躁不同
當其欣於所遇暫得於己快然自足曾不知老之將至 莊子
外物云言者所以在意得意而忘言陶淵明詩此間有真意欲辨
已忘言 宋玉風賦曰王乃披襟而當之曰快哉此風 櫶舒也
詩紀落梅之篇 李商隱宮詞云更向樽前奏華落 天隱注曰 百一
李子
樂府有梅華落曲其詞云念千齡落逐風飛 傳有霜華無霜
實 樂府云漢橫吹曲有梅花落 李白詩云笛奏梅花曲 同云笑坐金
鞭歌落梅 この次わしりハ曲詠るく——こまゝ〳〵并宮ゝよ
詩を 改て為詩
冰翰死何以櫶情 宜賦園梅聊成短詠 庾信 蘭亭記云
後之視今亦猶今之視昔悲夫故列叙時人錄其所述雖世殊

事実所以奥懐真致一也後之覧者亦將有感於斯文　短詠

とい短歌といふ人のこゝろ〳〵一詩よりもこゝろ人て一絶なるもの

武都紀多知波流能古多良婆可久斯許曽鳥

梅乎乎利都々多努之岐乎倍来　大貳紀卿

初の二句は句をとゝのへんとて古今集人麻呂の歌にあるこゝ

しき年代をわかつこゝろ四年をかゝたの

こゝろ歌つゝ　かゝるこゝろ助詞をかゝるこゝろ

万葉集の奇代法師もこれをこゝろ

かゝるものきゝて伝るこゝろ

いはのきゝて伝るこゝろ

こゝろ

こゝろ　又張思叔座右銘曰凡語必忠信凡行必篤敬飲食必愼節　字書曰

増正。注云増謂不卓犖正謂不偏邪

こゝたのしきを拙なんの人のこゝろを拙なんの人のこゝろ

又経ものがたりあり　わや

大貳紀卿　職員令云大貳一人掌同帥官位令云正五位上

太宰大貳　延暦二十五年二月十三日格云應改太宰大貳官位事

右被右大臣宣偏奉勅准令太宰大貳是正五位官自今以後宜

改為従四位下官　この令仮名乃いつれも略して

記されたれ　未詳別傳

鳥梅能波奈伊麻佐家留斯等知利須義麦和

我覇能曽能尓阿利己世奴加毛　少貳小野大夫

官本蒙作義はこゝろ改めて子書れよりは

よ問くて奥まよりもこゝろ問答まるる人　いまはこゝ

ハ今咲ていく見まさりあまたれこころへ梅をと
やとるわらいは略して用ゐる例多し　わくハ
我家のわたりへまとはせるなり　あかこそねかし
といふあかこそねかハしかいそしらかし大雨かふ
て有てるとよれ人なり
少貳小野大夫　職員令云少貳二人掌同大貳　官ー
位令云従五位下云々　傳別
烏梅能波奈佐吉多流僧能能阿遠也疑波可
豆良尓須倍久奈利尓家良受夜　少貳粟田大夫
あをやきハつらにとそくらしむへきして集中多く
よまれたりあをやきはつらにおもへる　ちはやこ

いふ詞をつかへるものなり
粟田大夫　未詳
波流佐礼婆麻豆佐久耶登能烏梅能波奈地
等利美都々夜波流比久良佐武　筑前守山上大夫
春さ集ひ見人々まつさきたれは君にはおくらし梅の花也　同集旋頭
にまさきれいのへにみえつらすれとあかねともは集中八伝梅
我思ふ今のしん我常にふるくへつはそん咲るものつちにをち
やもし　は山上之大ハ憶良なり
余能奈可波古飛斯宜志恵夜加久之阿良婆
烏梅能波奈尓母奈良麻之勿能怨　豊後守大伴大夫

宜志恵夜　今のかはすれとしらしおとしたこ
かんしん　京清右乃ふ　ちはやふるいこうしきしいしの何の
ものしきしに世乃中いこうしきしいしきしきしの何の
わつらいちわにちしきい恋　あやまちて逢ちう
うひしをと切ちちやしちしへ　京紙下れるの
長者したれちしし例　南集下ようてしてそう
ちちやいりやるりしあるわ同　女の中
ハ恋繁しやかあいこうしん　仮名あるし　浦常
乃とのとしやしかふたちをちしのを代安ちても
ちはは原　佳元席の人しいちしかるちし下
ちもちちちれちちいつのすちしあ行ち
一首乃伝れし

其は守人侍従　手動　三伝聞才に悪行　元亨ちちかしさちしし
光人侍ち内侍の内乃おかれれ人伝ちしし

鳥梅能波奈伊麻佐可利奈理意母布度知加
射之尓斯弖奈伊麻佐可利奈理　筑後守島井大夫
いちしちちに集思ちしちしに心ちしに知反ちちれり
かちりわちちあるないちてんるも
筑後守宿禰兄弟　北ちる
阿乎夜奈義鳥梅等能波奈宇遠理可射之能　十四　島井安八島井連人成　別伝
弥豆能能知波知利奴得母與斯　笠沙弥
わとやるきくちと市に巻ちしあとやきとちれ又御

の初い笑まして　ないと人高らかに　やまるれいあるとや　主と
つへほうれ初はや　うわとの柳と　ちちうちう
のそてうらはを欲しきの　ほるをかしきてあらた
祝ひ　　筆所に満宴かう
和何則能尓宇来能波奈知流比佐可多能阿
来欲里由吉能那何列久流加毋　主人
ゆきたるはらを　言の海しらかなかしてよもとあり
主人は能人なり
鳥梅能波奈知良久波伊良久志可須我尓許
能紀能夜麻尓由企波布理都々　大監大伴氏百代

ちちくは　良久文ふみ　ちちはいつれ　左集
まそ良そそそやいつこしくふ似ふ　之そそふ
いそしふみなり　　まのやま　筑紫　許能ここ氏るしく
たちいるつまそしれ名しくふ
大監大伴氏百代　職員令云大監一人掌糺判府内審署文
案勾稽失摩中漏違上　官位令云正六位下　或本大伴の
人名ーー代例を可用　職のしきを名を記せり
百代の代は別よ出せり
鳥梅乃波奈知良麻久怒之美和我曽乃乃多
氣乃波也之尓于具比須奈久毋　少監阿氏奥島
家の漢字を用てかしちちの例ちまま氏家家とえ

[illegible]

少監　職員令云少監二人掌同大監　官位令云位六位上

阿氏奥島　未勘

烏梅能波奈佐岐多流曽能能阿乎夜疑遠加

豆良尓志都都阿素毗久良佐奈　少監土氏百村

上の栗田ちまの[illegible]

むるへ　土氏は土師氏なり　官本又或本百作吉不用

有知奈毗久波流能也奈宜等我我夜度能烏和

梅能波奈等遠伊可尓可和可武　大典史氏大原

[illegible]

思[illegible]　いたつらわしいはし御しいつまこ[illegible]

[illegible]　又家改我同上

大典　職員令云大典二人掌度事上申勘署文案検出稽失讀申公文　官位令云正七位上　[illegible]

史氏大原　氏名共未審　或本原作魚　官本同作奥

波流佐礼婆許奴礼我久利豆宇具比須曽奈

岐豆伊奴奈流烏梅我志豆延尓　少典山氏　若麻呂

[illegible]

はこのうれから出てみゆり能宇切奴なすまへ後よみてまわり
れら里音通をれからくりとえくりうきこ宋のやよ我比宋ま
よりゆうよう宋れといふ同しいねうすらいねうな
てとおつらへトえうこなり
少典 職員令云少典二人掌同大典 官位令云正八位上
山氏ハ山口忌寸よそしおつ屯よろしてたる人なりとし 別傳
比等朗等尓乎理加射之都々阿蘇倍等毋伊
夜米豆良之伎烏梅能波奈加毋 大判事 舟氏麻呂
歌のこゝろいあらはなれり 職員令云大判事一人掌下案覆
犯状 謂案覆鞫問所中犯状ヲ也 断定刑名判中諸争訟ヲ 官位令云従六位下
舟氏麻呂 未勘

烏梅能波奈佐企豆知理奈婆佐久良婆那都
伎豆佐久倍久奈利尓豆阿良受也 藥師張 氏福子
こゝろの佐きしら己ま師補へり後宿なるを考ふまりしたる
て宿なるといふ改むるは多くら師の栗に符合せり 官名此校ハ今井氏師興後不為之
藥師 職員令醫師二人掌ニ診候療病ヲ 官位令云正八位上
張氏福子 未勘
萬世尓得之波岐布得毋烏梅能波奈多由流
已等奈久佐吉和多流倍子 筑前介佐 氏子首
三十二そなをしゝれとし此数かりくる只はあね世の万
代まての人ともなかまにかをえうへ宴席の説級なりしうこ乙紀

こうしはきてかくても年はへ年もへ給ふともうへ人あるを記中よ
あしたはれこうしゆきてまつりにあふは清まいしたしるあれ
とうには似をあらしかりうへしみな文字あかりよみかへ　官本
并阿野家本婆作波よ従ひて改めてるも
佐氏子首　未勘
波流奈例婆宇倍母佐枳多流烏梅能波奈岐
美乎於母布得用伊母祢奈久尓　壹岐守板氏安麻呂
うへも諾しれり　まことをおもひて思ふは梅をさして
へり　王子猷呉中士大夫家有好竹一見便坐輿造竹下諷咏良久主人灑掃
請坐不顧而去嘗借居空宅中便令栽竹曰何可一日無此
君　晋史　清少納言枕草子云をのもいたしたる　みをかへりてそし

そうつとりし人をよくれ竹の枝なりしをいかいこの君
まうをといひつれまうてとしこの君とてせうもといふ
詩を誦してえ本朝文粋修竹冬青序云晋騎兵参軍王
子猷栽称此君　藤原篤茂　詩を誦してしは序文欲いう李白
蛾眉山歌よ月不〻紙念君不見下渝州ことえ歌へ
なりよいをし称すしに夜寝も称すにあり
まかなれはことしりにをしてあるられ君をたかな
何ものそ夜もいねさらしかとも何すらぬ思ひ
にかるにもをと人ならしやまきやうまそしまつ
やかりぬ歌をみし一そえれやり今中よもの如人なるし
壹岐守　民部式云壹岐嶋下　官位令云下国守従六位下
板氏　板持連欤別代なせり未詳

烏梅能波奈乎利五加射世留毋呂比得波家
布能阿比太波多努斯久阿流信斯 神司 茅氏 稲布
此歌いきこしなるもしらず主人はしらしもなれど
もろ人を盃荘の見あるしかこの数をよろこぶきそ
此歌の下句を見るよりかるるそうん
神司職員令云主神一人掌諸祭祠事 官位令云正七位下
茅氏稲布 事勘 茅本紙
得志能波乎波流能伎多良婆可久斯已曽鳥
梅乎加射之五多努志久能麻来 大令史 野氏 宿奈麻呂
こうしの中九を家持入京氏自注云謂之等乃波と
わらはの幸るもしらしたことなどいふは自注をかんがへ
こうしを注せるや のまもあらはれかり
大令史 職員令云一人掌抄写判文 官位令云大掌判事大令史
大初位上 傳未勘
烏梅能波奈伊麻佐加利奈利毛毛等利能已
恵能古保志枳波流伎多流良斯 少令史 田氏 肥人
もしこれを古多るなりしかるにこれをもて
明紀に天智天皇いまこそ
きこしめしたるなりしかるにやうやくに
りめ紀にしるしたる紀歌
保元元年遷せる 田氏肥人 書勘 月十七日 弁官

波流佐良婆阿波武等毋地之烏梅能波余家
布能阿素毗尓阿比美都流可毋 [illegible]師高
氏義通
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
烏梅能波奈多手利加射志互阿蘇倍等毋阿
岐大良奴比波家布尓志阿利家利 陰陽師礒
氏伝麻呂
[illegible]

陰陽師 職員令二人掌占筮相地 官位令正八位上
氏并名未勘
波流能努尓奈久夜汙隅比須奈都氣牟得和
何弊能曽能尓汙来何波奈佐久 笙師志
氏大道
[illegible] わくのつ[illegible]
笙師 職員令二人掌勘計物数 官位令正八位上
志氏大道宮本遺作通傳不審
烏梅能波奈知利麻我比多流手加肥尓波宇
具比須奈久毋波流加多麻氣互 大隅目模
氏鉢麻呂

らうましいは續紛とも加ヘ乱文錯の字なともよしあるを
とりひいをとく人ありて杞与見ハ…通せるも　かつこしをていハ
詞の切まるれい十合わいまし…之下の句の上一句
にいるりしといふへうし此集そ　カタナリアタヲミ片言ニヨリテハラクラクヽ
作者傳未詳

波流能能尓紀利多知和多利布流由岐得比
得能美流麻提烏梅能波奈知流　筑前目田氏真人

また も高とらてう歌ハきこしをもて
人作ヽ上
作者未勘官本

波流揚那宜可豆良尓手利志烏梅能波奈多
礼可有可倍志佐加豆岐能倍尓　壹岐目村氏彼方

或校本并官有と倍のろ不可字ありむ用ありて誰が浮し
なり　ゆらつむのへに盃のよりしをもて梅柳に盃り
就のらつて紙の之下は下後追和梅歌手にそよう見氏も
いありかしまや此つ花とあはなふ陌ようく人を
第七巻に寄られたる三笠の山の月は舟いつたりしきをの
つむ盃にかかりて久保の第八坂上郎女盃に梅の
むりをしたりふとらのそてのほいちりぬともよし
こも同人作てうし　つ傳

于遇比須能於登企久奈倍尓烏梅能波奈和
企弊能曾能尓佐伎弖知留美由　對馬目高氏老

かときて鶯のきこえてあり今はあかぬらてかかとしいい

支しいふかう多也
わきえ　我伊支ー　奈信己ホ乙
和我夜度能烏梅能之豆延尓阿蘇晩都都宇
具比須奈久毛知良麻久乎之美　薩摩日高氏海べ
或本家作我しの例ホ
多泥みつ下投へわうしたくそれよめでうついとふ
みつ毛のまよつてうほ〳〵又助作れとりふ曇ハ
ちとるくみり　作者未詳
宇梅能波奈乎理加射之都都毛呂比登能阿
蘇夫遠美礼婆弥夜古之叙毛布　土師氏御通

こうもわつまもまて妻なれどけふはたもてもことあこ
ゑ〳〵ちとりこ〳〵ふ〳〵ちとりこやこうそちふ〳〵ちと
しかなりこホを生ちる　作者未詳
伊毋我陛迩由歧可毋不流登弥流麻提尓許
許陀毋麻我不烏梅能波奈可毛　小野氏國堅
いとかへよ妹ゑ家にかし。久毛ゑ　こうたハ多かし　麻許かし
作者未詳
宇具比須能麻知迎豆尓勢斯宇来我波奈知
良須阿利許曽意毋布故我多来　筑前掾門氏石足
まらそいまちうくせちうあ作ちかなり

[illegible]

[illegible]

石足の中宮[illegible]

可須美多都那我岐波流早乎可謝勢例杼伊
野那都可子岐鳥梅能波那可毛小野氏 俗理
かさせし志阿支世るれいけるてしたり 我の次
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

負外思故郷歌兩首

こもの名乃三十二子氏負数乃外のおたれいお[illegible]
て負外しくて及位氏[illegible]
和我佐可理伊多久久多知奴久毛不得夫久
須利波武等毋麻多遠知米也毋
[illegible]
[illegible]
[illegible]

列仙傳云劉安侯高帝孫封淮南王

云し遂授丹經及三十六水銀等方藥成未服之し八公告安曰
可以去矣云し抗是与安登山大筆埋金於地白日昇天八公
与安所踐之石皆陷至今有人馬之迹存焉所幸置藥
鼎雞犬舐之並得輕舉雞鳴雲中犬吠天上与人集忠
岑の世界に入る紙おりくいたるこれ乃ち人さ
こしてこれ人をこしきとしあるこれより
或つこ羽化の仙 ゆくゆくあもいへ　まもなくをちあやを
蔵よをりをかこて次秋又才十七色えれいたり のるもの〳〵蔵よまれ のかいの
るを通るのやうくしてしてにをし今
世しいかくもてたく藥いしもも南〳〵いらんやしぐ
つ仏弁ゑ　いらんやといいらん仏ゑ　仏のるる　毋い勝を乃
ちこ山又ちくるやうもる
れくいようれし今世かくよ　ちこ　又ちしし蔵をめい
わやしろて八文

るを代のうつり行ものこことわりもたるゆ
うれや以集年と如南一ちり今代やうに成りて弱をへうし
弱よ思改つ弁といわれもいしるものんなだ
次入弁と同云して不絶乃い次代ゆうあまい公
ものを何思あつ弁れり　きこれるッチ乃つ成つ
久毛尓得夫久須利波年用波美也百弥婆伊
夜之吉阿何微麻多越知奴倍之
用波よいしわもしゆやしいてらいしいて紙とえ
えてをこをい光やうの藥乃ひうれらいるる
らん昇天の仙術も天器るるていい藥ゆるもしし
あしいやきとい自し代質乃いてぬ早ちゆ西條のいあん

後追和梅歌四首

[illegible]に又[illegible]

能許利多流由棄仁未自列留烏梅能半奈半

也久奈知利曽由吉波氐奴等勿

[illegible]

きえぬと文[illegible]

由吉能伊呂遠有婆比互佐家流有未能波奈

伊麻左加利奈利弥年必登毋我聞

[illegible]

和我夜度尓左加里尓散家留宇梅能波奈知

流倍久奈里奴美年必登聞我毋

元慕井家中年作字

[illegible]

烏梅能波奈伊未尓加多良久美也備多流波

奈等阿例毋布左氐尓于可倍許曽

いめの文なり　梅の精霊の姿なるに代て文に入る

[illegible]

いやしきもたかきも都の手ぶりをこのみてしも
あそびたはふれし事外にはあらく乃手ぶりにあらねはことしかりの
手乃へるありて都人は家もいなり阿女知通し
てかれしかはこゝに出てとし裏ていてり宿よりく
こえさせの神の錦をりつたりしよ家はなやかなる
むまそはあれは宿よりくてもしせつてそびをもりくといふ
にありし遊仙窟詩云落花時泛酒奇鳥或鳴琴ちつ紀
乃琴をりの事又彼方の奇なよしりけるてこうくし

一云伊多豆良尓阿例乎知良須奈左氣
尓手可倍己曽

いへたるなしをよそはもてたるをきとよりとなしりし　日本紀
よ一云をあかいそくとなり

遊於松浦河序

松浦の名は旅人卿の作なり此序あるへし大伴の作として定めり（一作帥大伴卿）帥なれは此にへし遊行せらるへし
天平二年春の作なり仙女のすまふところなれは又遥なる秋に（中略）宜書云伏奉四月六日賜書

余以暫往松浦之縣逍遥聊臨玉島之潭遊覽忽値釣魚女子等也花容無雙光儀無匹開柳葉於眉中發桃花於頰上意氣凌雲風流絶世僕問曰誰郷誰家兒等若疑神仙者乎娘等皆咲答曰兒等者漁夫之舎兒草菴之微者無郷無家何足稱云唯性便水復心

樂山或臨洛浦而徒羨正魚乍臥巫峽以空望烟霞今以邂逅相遇貴客不勝感慶輒陳款曲而今而後豈可非偕老哉下官對曰唯唯敬奉芳命于時日落山西驟馬將去遂申懷抱因贈詠歌曰

暫白氏文集にあり　逍遥也　詩小雅白駒章云所謂伊人於焉逍遥　注曰逍遥暇息也　莊子逍遥遊曰義云逍遥言優游自在也其旨疏云逍者銷也遥者遠也銷盡有為累遠見無為理以斯而遊天下故曰逍遥遊日本紀逍遥　訓　長歌に仮字にかくこと　今あること　行幸の　詞　仁徳天皇四月甲辰小到大前國松浦縣而進食於玉嶋里小河之側　乃獲細鱗魚　其國女人每當四月上旬以鈎投河中捕年魚於今不絶云　孔子家語云　玉島名　光儀無比神代卷時神容貌正類天稚彦平生之儀　同柳葉抜看中發桃花於頰上　文鏡秘府論　弘仏撰　六言句例云訴桃花之似頰笑柳葉之如眉　師曰論摘格式未知何人之句　意氣凌雲　史記司馬相如列傳云既奏大人之頌天子大說飄々有凌雲之氣似游天地之間意　僕案凌上作陵　誰卿恐可改卿　誰家兒等　法琳法師辨正論曰列牧郡中姓何名何鄉長卿改里司誰子誰弟　性便水復心樂山　論語云知者樂水仁者樂山　或臨洛浦而徒羨王魚乍臥巫峽以空望烟霞　淮南子曰臨淵而羨魚不如退而結網　前漢書董仲舒傳曰百人百言曰一　張平子歸田賦云

徒臨川以羨魚俟河清乎未期（注淮南子云退而結網而治家織）亦庶孟浩然
坐觀垂釣者徒有羨魚情云云
またるるに徒のまを風ふくしこうは内閣の孟浩然の詩い
笑ふ人ありてまことかるやかに而事有欲未動
今以邂逅相遇貴客　詩鄭風曰野有蔓草零露
漙兮有美一人清揚婉兮邂逅相遇適我願兮（注云邂逅不期而會也）　輙陳款曲　款ハ心ヨリ謝靈運酬從弟惠連詩曰幸勤風波事款曲渊清言善曰秦嘉贈婦詩曰思而叙款曲）
勾會設文云意有所欲也徐曰塞也意有所欲而稱塞款々然也（後書司馬傳云實不中夏声者謂之款）　而今而後　秦伯南曾子曰而今而後吾知免夫小子張
平子東京賦曰而今而後乃知大漢之德声咸在於此

豈可泥偕老哉　詩鄘風曰君子偕老注云君子夫也偕老言偕坐而偕死女子之生以身事人則當与之同上与之同死故夫死稱未亡人言未待死而已不當復有他適之志也
下官遊仙窟云余答曰下官是客觸事卑微　唯唯
子虛賦注良曰唯々應敬之辭　于時日落山西驟馬
將去　應休璉與滿公琰書曰徒恨宴樂始酣而日傾又驤駒
就駕意不宜展　趙景真与嵇茂齊書曰日薄西山則馬首
戀託　毛詩注驪純黑馬也　懷思也又胷臆也又抱也
阿佐里須流阿未能古等毋等比得波伊倍騰
美流尓之良延奴有麻必等能古等
おもふつまるるふるるくてとる

こゝろあるおもしろきも　しらぬ人と仙女とかいへり
こゝろにしみぬるはこゝろにしみぬる延喜式といふ韻相通
なり　うまき人の子しらす人はしる人すかうしう
いふなるとてしるすなるかの仙いつしるしゝ味のかれことの
こゝろといふ詞とするよしはのたまふいふ逍遥のさまをいかなり
人氏子なりしとは卑下したまふ人とし良家氏子なりしとはいへる
かゝるさまにあれり　欽明紀云請差良家子為使者不可
以卑賤為使さまのよまほ中よは紀にあらかゝるゆくり
第二巻第十三にも出たり　尾の等はてにをとゑの字と

答詩曰

待字よ書たるは非なり　歌を詩とかゝるよは毛よもある例

あり　序の詞をとりてしらぬに石の上は宮のよしかきしつゝに
ては歌は仙女のさまくなり　或本にこれは松浦娘のこゝろある
さればやよ思ふ　初心の訛のこゝろえさするるは伝残りそうな
よやあらん

多麻之末能許能可波加美尓伊返波阿礼騰
吉美乎夜佐之美阿良波佐受阿利吉

たましまのこの河上にしあるつ仙家よはたらりけり　飛係なし あらひは
續世紀作夜明本永平中則縣
とし或何よ公るとも思はれぬん
且氏やさしかりしやさしといひしつ
つきかりしは毛下かとも世の中はうしとやさしとおもへどもよあ
別作　從ふなるあうくに人氏やさしき人なるといふなるつ
つきへ人といふはかりの何しるゝいひはなるゝ所なるま

[illegible]れいらやさしいやうにのこ
[illegible]ありけり　いかにとあるに神仙家とも
序に何足称云とあるを尾なり

蓬客等更贈歌三首

己が房に入る旅人への返歌に客人の
へもれるも轉蓬の旅客としいふ心なり也　客なり
潘安仁西征賦に飄萍浮而蓬轉　鉄曰竟如浮萍轉蓬
無所止託也　杜子美詩飄零任轉蓬　又云處々隣家笛飄々
客子蓬　字書曰蓬雖轉徙無常其相遇往々而有改其制字仍蓬

麻都良河波可波能世比可利阿由都流等多

多勢流伊毛河毛能須蘇奴例奴
かしの花ちるとて　客人の来るの川を不快しなるる
りあるにはの神仙家尼のるつ[illegible]
たるもの[illegible]
麻都良奈流多麻之麻河波乎阿由都流等多
多世流古良何伊弊遅新良夜毛
[illegible]仙女なり　ふしたる[illegible]
等富都比等末都良能加波乎和可由都流伊
毛我多毛等乎和礼許曽末加米

二の句くつてきれの詞をかゝらせて行とゝまる
きてゝわりあり旅人は家人はまつるゝひなすもの侍
りゝ心にはたゝまんとて書付へしく木十三よ重人
まつはゝ下うらつゝもあり山ゝ
中絶はゝしわるゝもしらくゝ書付家文はゝ伝る
ほへ一一由ハ物をかゝまつるゝ
つゝそよ〇めんはゝ物いはいもつなしいつゝる
娘等更報歌三首

和可由都流麻都良能可波能可波奈美能奈
美逆之毋波婆和礼故飛来夜毋

るゝもゝしるゝみにたゝるゝ助給ゝ
たゝ物ゝ絶上所せゝなゝ乃人ゝゝなゝ
ゝゝ絶ゝ乃人ゝゝなゝ
ゝ人ゝ乃ゝ乃ゝ乃ゝ
ゝんやい

波流佐礼婆和伎霸能佐刀能加波度和波阿
由故佐婆斯留吉美麻知我豆尓

わきくゝ乃ゝ里ゝ我以切義ゝ名和
にあゝ流（きを濁へ）かゝ川ゝ
ほゝ月之色ゝ持乃所ゝ年魚小使ゝ
ゝゝ文ゝ乃ゝ

によそてこの助詞なれはある日の石川の瀬々小走といふ
らもつてうキてし侍りかそてにといある日ら侍りぬるや（アユコツムトニ八手魚子トキテモニルヘキ也）
うれとさうふいあれはある日のきつう紀川瀬をわたりし
ほかとえうふいあり君かうつこよりしえそまうしその
をとし仙女ら侍りぬるみえり

麻都良我波奈奈勢能與騰波與等武等毛和
礼波與騰麻受吉美遠志麻多武

なりせいそうしせられたほきへなりあそら川よまもとあり
於庵のおのは八十瀬とそしられり瀬あまりい淀あれと
よしとまれいまうにいよせうくらてりそなたまれかりしよ是よとむ
は七瀬の淀は海ことわらしとも〻いふてわまいいたるまされまう

んとありし峰のふしゆあり秋雨しそ紀なりつしいかつつうらたるやう
かしせてしありわもあるへし

後人追和之詩三首 都帥老

官本詩作謌 如本而可有哉 同本都字無之 同以者為是乎
遊於松浦河序ことある秋意をとりて紀和し作られいわざとして
よ後人なとかきてえきれこつうし作をかくしられたる
の奇おもしろし 都とはいへるはやさしとあるやうに大宰
府は九州の都なるまいへたしう管なれは詩よ都府楼唯
看瓦色とつくりましたなまく例こまれり 帥老上の
梅花の序かも革干帥老之宅と見えまり 人もかい
きゝやう大伴の旅人のことつくりなるを知るへし

一師老名 云都督

麻都良河波河波能世波夜美久礼余爲能毋
能須蘇奴例互阿由可都流良武
都流の都字或本官本等にて補へり欲のいはゝれ
比等未奈能美良武麻都良能多麻志未乎美
受互夜和礼波故飛都都遠良武
しとこれりこれしとうるすうんうんうんなり
多羽左多集よ素性法師入道にまきそ兎やうう
人しとうるうるそいうるしてん
麻都良河波多麻斯麻能有良乎和可由都流
伊毛良遠美良年比等能等毋斯佐
いとうう上よ娘等更報云云
うう伝姫況にしる羽多うう別出
或本愛よ答和人歌書歌四首吉田連宜の十二字に係頭
河代れも左多うう奇用
宜啓伏奉四月六日賜書跪閲封函拜讀芳
藻心神開朗似懷泰初之月鄙懷除拂若披
樂廣之天至若羇旅邊城懷古舊而傷志年
矢不停憶平生而落涙但達人安排君子無

恐伏冀朝宜懷翟之化暮存放龜之術架張
趙於百代追松喬於千齡耳兼奉垂示梅花
芳席群英摛藻松浦玉潭仙媛贈答類杏壇
各言之作擬衡皐税駕之篇耽讀吟諷戚謝
歡怡宜戀主之誠誠逾犬馬仰德之心心同
葵藿而碧海分地白雲隔天徒積傾延何慰
勞緒孟秋膺節伏願萬祐日新今因相撲部
領使謹付尺紙宜謹啓不次

擢藻常正向
擢藻文華也常正
敦召故擢之文華
於此ノ このトにも
敦

これハ吉田連宜が帥乃大伴のきみの歌どもをとりまとめておくられしへし返翰を奉りしものなり　宜が傳ハ別に出す（山上憶良への報書も）
啓ハ啓の誤啓ハ啓の古文也　對ハ封乃誤なり　芳藻ハ文章にたとへ水子の乳あるなるべし　論語に山節藻梲とゝ
文選云。
心神ー似懷泰初之月　世説曰魏明帝皇后弟毛曽與夏侯太初共坐時人謂蒹葭倚玉樹又云朗々如日月之入懷
除私或校本私作袪かくし對して可用也
これも本ハ此二字ハ佛の字を用ひられしもの（仏を佛の字の例可見）
のかたちをすねと俗に佛のまを私とかきしを
うへそもの書せのまゝの人なるへれハ俗のことのよ
しりて改むべきなれハかゝるいかのほうらん人可考

若披樂廣之天　樂廣傳云晉書衛瓘見樂廣而奇之嗟曰若披雲霧而覩青天　管家文章本朝文粹八　九日侍宴同賦喜晴應製并序云故天下之傾首者皆是君竟就日之民天下之禽心者孰非樂廣披霧之士

[illegible]　邉城　今大律令代[illegible]

年年不停　陸士衡長歌行常有云年往

迅勁矢時來亮急弦　向曰年往時來其迅疾信如急弦之發勁矢也　周興嗣千字文云

年矢每催　安排　莊子太宗師云仲尼謂顏回曰造適不及

笑猷笑不及排　安排而玄化乃入於寥天一　疏云排者推移之謂也　郭象曰

安於推移而與化俱玄故乃入於寂寥而與天惟一也

謝靈運曉出西射堂云安排徒空

言幽獨賴鳴琴　同賦石門最高頂云居常以待終處順

故安排　懷瑾之化　後漢魯恭字仲康扶風平陵

人肅皇時拜中年令專以德化為理不任刑法郡國螟

傷稼犬牙緣界不入中牟何南尹表安閑之疑其不

實使仁恕掾肥親往案之恭隨行阡陌俱坐桑

下有雉過止其傍傍有童兒親曰兒何不捕之又兒言

雉方將雛親瞿然起與恭訣曰所以來者欲案君政

迹耳今蟲不犯境化及鳥獸豎子有仁心三異也

放龜之術　晉書孔愉字敬康會稽山陰人與同郡張茂

俾康丁潭世康齊名時人号曰會稽三康建興初出為丞相掾

後以討華軼功封餘不亭侯愉嘗行經餘不亭見籠龜

於路者愉買而放之溪中龜中流左顧者數回於是鑄侯

印而印龜左顧三鑄如初印工以告愉乃悟遂佩焉官本

放作斅是非不知　架張翰於百代　北山移文云籠張翰於

往圖架阜嵒於前籙　漢書云翰廣漢字子都涿郡蠡吾人也云

君子無咎　易文言曰不成乎名遯世无悶不見是而无悶樂則行之

玉篇曰翟徒的切山雉

同云張敞字子高本河東平陽人也云班固曰史氏為之語曰前有趙張後有三王廣漢聰明下不能欺張敞術々復忠進言緣飾儒雅刑罰必行綏敵有度條教可觀云〻又同云張湯孔德璋云〻追松喬弘傳賛曰定令則趙禹張湯孔德璋云〻追松喬於千齡官本十為千用改云〻列仙傳云赤松子神農時雨師常止西王母石室中隨風雨上下高辛時為雨師間遊人間

同云王子喬周靈王太子晉也三十餘年後見桓良謂曰可告我家七月七日待我於緱山頭至期果乘白鶴駐山頭數日方去後立祠緱氏山下云〻孫人の宰府にて代職勢を比〻

又設〻て半〻〻〻山住之云〻群英才兼万人曰英る礼は梅花の宴会の連中をかねてしらく〻

子餞云發言抗論窮理盡微摛藻下筆向曰摛布發也藻文也滿安仁

夏侯湛誄云飛辯摛藻華繁玉振善曰班固答賓戯曰摛辞也摛舒也藻水草有文言也文詞如華之繁如玉之振也

仙媛海人は女子なり媛玉箒云為春切美女也

玉潭は上よ玉島之潭〻

類聚增各言之作雜記白端孔子出魯東門過故杏壇曰茲臧文仲誓盟之壇也晌物思人命琴而歌莊子雜篇漁父云孔子遊乎緇帷之林休坐乎杏壇之上弟子讀書孔子弦歌鼓琴奏曲疏云其處多杏故謂之杏壇　論語云顏淵季路侍子曰盍各言爾志又先進云子曰弗各言其志也已矣

疑恐擬ゐ類て改めたり

衡皐稅駕之篇曹子建洛神賦云日既西傾車殆馬煩而迴稅駕乎衡皐秣駟乎芝田良曰稅舍也衡皐香草之澤也善曰衡杜衡也

史記李斯列傳云當今人臣之位無居臣上者可謂富貴極矣物極則衰吾未知所稅駕也索隱曰稅駕猶解駕言休息也子書云稅駕稅鞅息也

周礼夏官𨍏馬掌駕說之頒（謂第次也）韻會云杜衡香草郭璞云帶之令人使馬或曰馬得之健走（又云故有馬蹄香名本草彙如馬蹄）この作

篇八十四字（欠字）

第法はやとはもの四字にて什るとき字にて又什あるとき字にて又秋或詩等をかりてかくとして

たとへば（後の字八倍水偏をそへたり）

ちとふとたとへば 諷誦也 風謝恐〳〵感〳〵 怡悅樂也

逾犬馬曹子建求通親親表云臣伏以犬馬之誠不能動人

譬人之誠不能動天（濟曰犬馬植自喻也）心同葵藿同長次云若葵

藿之傾葉太陽雖不為之廻光向之者誠也臣竊自比葵藿云

八百句はもとしまきもの人 左傳云鮑牽為齊侯刖足孔子聞

曰鮑莊子之智不如葵葵猶能衛其足潘安仁閑居賦云蘘荷

依陰時藿向陽（向曰蘘荷茅生於陰地藿葉則葉向陽也）緣葵含露白薤負霜

碧海之地白雲隔天云やつかれ

ものいはぬ草の花人

傾延いたはる（頸八釈名徑延而長也）

かくしてもそたちのいはるこれとも

かくしてはいかにいそつつ〳〵さのやうにもむ（きやしれ

ものいはぬ）

萬祐日新大有上九自天祐之（補助也）湯之盤

銘曰苟日新云し

相撲部領使下にもお撲役ゑ〳〵稽古抑

云漢武故事云角觝（丁礼反突同）今之相撲也王隱晉書云相撲（撲音角）

又和名類聚抄云角觝有石手垂髮德 下役也（遊仙窟云 第雅の二字

又和名類聚抄云角觝有石手垂髮德 下役也（遊仙窟云 第雅の二字

角最手勅手寺之名別亦有云合相撲長也）

をとをもつとしとをもつとしとを

相撲部領後部領云公事限厚内 垂仁記七年見當

麻蹶速与野見宿祢令搏力云〳〵雄略紀 皇極紀云元年七月乙亥饗

百濟使人大佐平智積等於朝乃命健兒相撲於朝岐前行事

（聖武紀云天平六年七月丙寅天皇殿相撲戲云）

秘抄延喜格云以七月廿九日為節日相撲人入京改五月下旬
以六月廿五日云〻是これ同抄云神亀三年令諸國始相撲
人〻公事根源十月　中務省式云凡相撲日前節一月任堪事者云云
のかたらひ　掃部式月
大政官式云凡七月二十五日天皇御神泉苑觀相撲云〻類聚國
史七十三云大同五年秋七月乙巳幸神泉苑觀相撲丁未勅
進膂力人者常限六月二十日以前自今以後隨得則進莫
限期月又雖力不超衆而解相撲者亦令進之云〻　十七日云云
奉和諸人梅花歌一首　帥老定曾とりてせり
於久礼為天那我古飛世殊波弥曽能不乃于
梅能波奈乎毋奈良麻之毋能乎
いられかな　梅花の宴令百首詩序云〻宴
左あづかりなり　るうこと能はず第十二巻よ也也乃つ
とあるを略せり　ものをもなりこのせれて
ちんしりしいるこころとうらに
わもとるべしいふ新しきうるあり　梅花序
ことのはに風れ今の世ほまとほしいもこう
たなくしかあてしなるうゆ中うよ所ほ梅花なるん
ものとしれり

右月

和松浦仙媛歌一首
伎弥乎麻都麻都良乃于良能哉等賣良波等

已與能久乎能阿森哉等賣可志

ちこよの仙をとりて　あまとあ
海士乙女いとし女るんと　そらふうこいもり

思君未盡重題二首

重題しいとりもてしりきてり梅の妻杉浦の梅奥を
ろいやりいとりるる　旅人を思ひきてるる
べ紅いかりて思ひしし　海もちくるり　山はたなを
波漏婆漏乎於志方由流可毋志良久毛能智
辭仁邊多天留都久紫能君仁波
はろいかし面影に　遠てれり　ちもちきふたり

枳美可由伎氣那我久令理勞令良遲那留志
滿乃已太知毋可年佐飛仁家理

きしかの旅人をこひ　憶良
つたりて　久　かりてもいひ　をるる長を思ひ　海
てなけきを　ゆ　は百年一見よ　かりいかつが
なるいや　海　ちるとなくし　ちもちを海
よいるのきなりくしたる　の　れ多なりるるいくし
ちよの水立もこの島に所君ろ　人和よ多くえくきり
別　ほろ人徒ちもわれ信ちわと　いも和毛乃假山の依れい

つまおもあまたをとゝ[illegible]
[illegible]
たもあまし[illegible]
しきこゝろ[illegible]
かゝてたゝらい[illegible]
[illegible]

天平二年七月十日

此年月日は遠くをたゝ二そのあたりなれ
ハ国わけ部領使したゝ[illegible]
[illegible]

憶良誠惶頓首謹啓

或校本此歌のちよ奥に仏前歌三首山上憶良の十三ようあり
[illegible]
也此書欄外に乃人ハ[illegible]

憶良聞方岳諸侯都督判史並依典法巡行
部下察其風俗意内多端口外難出謹以三
首之鄙歌歌寫五藏之欝結其歌曰

方岳文選于令升晉紀總論國政迭移於乱人禁兵外敵於四
方方岳無鈞石之鎮関門無結草之固潘安仁為賈謐作贈
陸機詩云藩岳作鎮輔我京室濟曰藩岳謂諸侯也顔會廣顔云止也
四方也詩萬邦之方正義云諸言方者皆謂居在他所人嚮望之

同嶽通作岳書虞有四嶽至周始有五嶽四鎮九鎮てハ呂延濟が
注のごとくなれども四方ハいまそあん
諸侯文章の格より京国の例ともなりまたハ
よハ云きるなり　都督ハ職官鈔云太宰帥書名都
督しあり　書書曰武德七年改總官曰都督總十列者為
大都督貞觀二年云云　判ハ和名鈔云勘解由曰判官篠使
去大字　准此
兄尉掾等小曰　史ハ和名鈔　職員令云史生俗二音如賞
典法　竟典注曰典後冊在元上尊閣之也後世以其所載之事
可為常法云云　說文云五帝之書也　令義解序云隆周三典斷增其流云云
爰使臣等集數家之雜說撰一法之定準云云
巡行部下寮具風俗職員令云大國守一人掌宇養百姓勸課農業
紀寮所部云云　この部下ハ所部しあるも又部内なるも同

職員令云彈正臺尹一人掌肅清風俗謂肅者敬也風者氣也俗者習也土地水泉之氣有緩急声有高下謂之風為人居此地習以成性謂之俗言假令上信儺國俗尤甚者即以婦人為殉若有此類者即正之以礼教是為肅清風俗也

〈巡風中寮ハ不入分内なり　風俗類會云傳相習也上所化
為風下所習為俗　礼記樂記云其移風易俗故先王著其教焉
戶令云凡國守毎年巡行屬郡觀風俗問百年云集解云鄭子風俗篇云風義也俗習也云云
畿内多端　漢書食貨志云吏道雜而多端　字書云萌也緒也始也
鄙歌ハ夷曲しなり
麻都良我多佐欲比賣能故何比列布利斯夜
麻能名乃美夜伎々都々遠良武
さこしめ乃ゆ乃ゆ之ゆ之ゆ　山ハ犯なり
信濃ハ筑前なるれい山の名れうやきてけちらんとい
しなりまつ　任国なるれいよりか

[illegible]

多良志比賣可尾能美許等能奈都良須等美

多々志世利斯伊志遠多礼美吉

神功皇后と氣長足姫尊しやたなまつりて日本紀云
登河中石上而投鈎云々拳乃獲細鱗魚時皇后曰希見
物也古事記同名所部注 るつ[illegible]ちとして日本紀云魚 奥此云儺 富集之魚
字をゑめりなり用さるもこのもとるつ[illegible]
[illegible]

[illegible]

一云阿由都流等 なるつ[illegible]

毛毛可斯母由加奴麻都良遅家布由伎豆阿
須波吉奈武遠奈尓可佐夜礼留

[illegible]

[illegible]

[illegible]

天平二年七月十一日筑前國司山上憶

良謹上　己上

或按ずるに詠領巾麾嶺歌并序山上憶良の十二字あり按ずるに

大律佐提比古郎子特被朝命奉使藩國臘稱言歸精赴蒼波妾也松浦佐用嬪面嗟此別易歎彼會難即登高山之嶺遥望離去之船悵然斷腸黯然銷魂遂脫領巾麾之傍者莫不流涕因號此山曰領巾麾之嶺也乃作歌曰

佐提比古つるが別れ（宣化欽明紀）郎子遊仙窟よりわかれ上

藩國（顯宗紀元年云令金銀蕃國群像云）欽明紀西蕃又海表諸蕃又海西蕃國などいふ姓氏録に諸蕃もあり姓氏録に諸蕃とは外國の化の姓氏なり

賴會云藩通作蕃左傳襄公十一年云使蕃左右亦是帥徒（使蕃數也言遠人相帥來服役使蕃然在左右）匈奴傳贊曰草木聳首臣服遣子入侍三世稱藩賓於漢庭云云外藩なるといふなり

（紀鱗紀云每國初置官家為海表之蕃屏云云）

（江賦曰角亭亭是弱柳涉人花是橦榜）

これは天竺の紙羊觸藩ときよりこゝにいたる

臘は儀俗なり也應劭曰儀正也漢書注整

船向岸曰儀

言歸　詩經唐風才三章云言告師氏言告

言歸ト註言辭也　稍說文出物有漸又小也　妾を日ふ

紀ものとるあしかり（遊仙窟ノ史記ノ莊子ノ）疏曰妾者接也適可接事君子云云以立以女侍側之義　異本佐用嬪面の四文字不為注乃云

事紀よりみえ仙覚註釈に肥前國風土記云松浦縣之東三十里有
帔揺岑（帔揺此云比礼府離）最頂有沼計可半町俗傳云昔者檜前天皇
之世遣大伴紗手比古鎮任那國于時奉命經過此墟於
是篠原村（篠資農也）有娘子名曰乙等比賣容貌端正孤爲國
色紗手比古便娉成婚離別之日乙等比賣登此峯擧帔
招因以爲名（神中抄畧同）。思ふ本肝爲腸　云々といへり

△嗟此別易歎彼會難遊仙窟云所恨別易會難云留東歸

黯然銷魂　文選江淹別賦云黯然銷魂者唯別而已矣（善曰言黯然魂将離散者唯別而然也夫人魂以守形魂散則形斃今別而散明恨深也楚辭曰魂魄離散家語孔子曰黯然而黒〇向曰黯然失色皃）　字書云黯傷別貌　領巾　和名鈔云領巾（日本紀私記云比礼）婦人項上餝也（別注）　麾之　周書牧誓云左杖黄鉞右秉白旄以麾曰逖矣西土之人　詩小雅云麾之以肱　淮南子云魯陽公與韓遘戰酣日暮援戈而麾之日爲之反三舎

領巾麾之嶺　肥前也（已出又名所部注）
得保都必等麻通良佐用比米都麻胡非尓比
例布利之用利於返流夜麻能奈
（一二の句）遠き人を待しとをさそつまとよ佐用ひめかこひにまへ
狭手彦の吟をまちつゝにやうそかるへり
狭手彦ありしもの　欽明紀云調吉士伊企儺爲人勇烈終不降伏
由是見殺　其妻大葉子並見禽愴然而哥曰柯羅倶尓能
基能陪伱陁致底於譜磨故幡比例甫羅須母耶麁等
陛武岐底（或有和曰云比例甫羅須弥喩那伱婆陛武岐底）
にあはれよやさしく沙羅よ佐よひめとかいふ　標註よしとて
世の人あはれにしをとしたまへ　大葉子より外は國史よい

で雷丈和小兒代らくちくその書乃如くにて
しかも今れまいそのかわりにかたりにかのこほる
とゝもりかの紀乃かたくにまたはたくそあくる
きれいにてつくるる（基能信ハ城遠也）しくるかるる今にたりて櫻
おなほ比古之二輝へ後しるるハ宣化紀又欽明紀廿三年八月遣
大伴軍人連使于度之しくてけれるれるはれ人のくつ
たゝまたしかるる又ね事れたの内流よ会ていこれるる
るるくるにしかも望まるしるこゝ作るまね
まいるれをたゝそこゝとのわつくふしくしつくをなすう
那しいるもしくまこゝしくるきのし おへるハ貢也

後人追和

（日録歌一首三字和之下有う又或本ハきこゝて姓名未詳有四字依無諸本而不書）

夜麻能奈等伊賀都夏等可毋佐用比賀何許
能野麻能閉仁必例遠布利家無
いしつきしかもいしに絶しられるる無助かるつきいしつ

最後人追和

余呂夏余尓可多利都夏等之許能多氐仁比
例布利家良之麻通羅佐用嬪面
このたゝ歌にるる（都夏等之の助詞るるしくるる）

最最後追和二首

（後次夏本師墨入字有り上例可用乎 西日録夏本已為注同）

宇奈波良能意吉由久布祢遠可弊礼等加比
礼布良斯家武麻都良佐欲比賣
かくましらかくましらそゑけり　うらしき人良志久里るま
いぬりきんるなり
由久布祢遠布利等騰尾加祢伊加婆加利故
保斯苦阿利家武麻都良佐欲比賣
かうつしらは　これをそしぬりともとて行まりにそへつかは
ていふりしそれ給よまりつりくはりしも上まて
せりしらうつりきてるまり　む書兩てられいるまりしきに
まらいかし古めすてかりしめるまらへさしそよまんやかし

書殿餞酒日倭歌四首

書殿ハ書院本歌のことし　之宿舎　餞酒　詩邶風云出宿于泲飲
餞于祢注云古之行者必有祖道之祭祭畢處者送之飲於
其側而後行也　爾雅進也疏進飲之名　この餞酒の二字にてむまのはなる
むきをしもしへきにや　倭歌の二字ハ前集の例よかりき
ほとやまりて旅立人の歌ハらせて和歌のことをまつりと
えんの例よりらしれのこと人のこれにりあしあつらし　返和ハ係也
未詳といへとも此餞別ハ天平二年十二月帥大伴卿大納言よ任
せしまて都へのほりし傍に同僚らの書院よてむまの
はなむきをせし時の歌なるらん
阿摩等夫夜等利尓母賀母夜美夜故摩提意

久利摩遠志互等比可舞流母能

贈爰子篤王仲宣詩云翼々飛鸞載飛載東我反云祖言戻旧邦。

滑鶾在淵歸鴈載軒　苟非鴻鵠孰能飛飛鵞雖則追慕予思周宣

遊仙窟曰但令姻羽為人生會□向飛共君去　欽明紀云別

遣使迅如飛鳥奉奏天皇　荘子人間世云鄭以有翼飛者未聞以無翼

こをとしいはとしあらこそにたれ

いらしくらんとの伝かしら百事記雁書御製　袁倉賣能伊加久流袁

加袁那加須伎母伊不知母賀母須岐波奴流母能　本西母天王寺記也おもかるわもるもの

比等母祢能宇良夫礼遠留尓多都多度麻美

麻知可豆加婆和周良志奈年迦

こしとをも　武与毛　六条通　一休ろ　帝一家の内なし

いしくしとをも　伊和知　長流を人名へ　ろ　ほとをむ　いた

くしかり　長流を人名へ　ろ　れを　顕昭をのらりいるつしと

かりちを集よ秋いきしからしたをれ伝ものいたをれ入上下こをもし

麻れ伝ん　多都多の伝ほ部まわしたして感ん

ことをもちつの伝る道つ入る　わをそをなんいわ

をれるんれかり一家の人加入けるそまし伝ちをし

わんに花田山るし伝る道つきねしをきこてこ年ころ

しころつらまくをしわをそれるんしれ　武見可をし道つ入こ木

頼こをもこの絵れり　ほまを伝人　住を花とつし

わをを伝わんしかこてしてしとを

しこめををを考い伝くるわ人を

入を辛家小河ものを　住を花とつし

本成住の加し岡人なしを

しをれをろをををををををををを入へき

しゆうとうの位いとむつしの印乃人しゆうとしまたつ

伊地都々母能知許曽斯良来等乃斯久母佐
夫志計未夜母古美伊麻佐度斯五

文字とかつてしらくしをいんぶきいその
ほのるとをくしたもいやしくともはこと寸別
入ちてをまつ三つあるこのつくしに度しくも
いつ初わや度あきら尼うまはこてすいらしうんこてり
別に既に下るしらくやとしてふ不ふけおもくいこと
しきあやものてにとはいはの系いしまつをちあやもとに
にあるしかわわくるしたつをうんやしのしきて

てにあるあくしくをの年ふしてをいやしし
くあるしとやまりゆるにおこにたしくてり
きてしは人律ら孫人をとらあ
余呂豆余布伊麻志多麻比提阿来能志多麻
乎志多麻波祢美加度佐良麦五
万代もちしはしてと二句れ祝して又ゆるを佐きり
まつたまりの宮本和宮院家女或手為干芸を通して月
あもとも中二色を例祝して改じへられ天下したまんね
まつ彼る比通中二人九のいつくしきてよりけ也秋まやもとて
わつ大尼代天乃下まりの川つまつるつ門よにたりてもあ
らんしいつとをふつ天下乃政ことを

こうしてさらにひたすら朝廷を不離
てかしわみつとりりに周旋さしてしろくつ今は世
をくわたりて深中ゆつ

聊布私懐歌三首　神器或本又宮本等聊為敷

これもおれ何恨なんもしもしもいきこの奇ハ部列
乃恨ゆのくは欲こそい七十よのもとし外任よとこ
ゆくらもへて大体乃以拳をわつもり

阿麻社迦留地奈尓伊都等世周麻比都都美
夜改能提夫利和周良延尓家利
わたらいるにいつもせもしつ　神慶三年任欽天平六年之　続日本紀云宝字三年先

御和元年正月勅
云以四年可為任
限但陸奥出羽
太宰是云官
国始自筑前国
肥在千里以五
箇年可為任限

十月甲子勅云頃年国司交替皆以四年為限斯則適足
勞民未可改化。自今以後宜以六歳為限者送故迎新之
費云云。この勅より頃年国司交替皆以四年為限しかもし
も天平八年初まりていたりて久しくもたりて頃年
い天平八年のるにして全四年ハ地絶ハ六年り
わつてもるたりもたるかいつもせもしたり
今年も任してもしてまたりるつ八年あるは
もしつねしもやしてしたに天平三年七月大体無凝
うたもたりてしまりて新わ任為おもるる
ほるたいは丈年以後せもしもしもしも六年り
わしもいは全六年八任　元六年を限もりたるもの　今の
ふいは任八限の期をるつ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

加久能未夜伊吉豆伎遠良年阿良多麻能吉

倍由久等志乃可伎利　斯良麦提

いふつ紀をそんるまきてをり　あったまろきて

[illegible]年いまは種[illegible]年れり　古事記よ義夜麦比賣奉日本武

尊歌云[illegible]乃年つきこれの花たまに氏月ハ岐刺由久

[illegible]

[illegible]

阿我農斯能美多麻多麻比立波流佐良婆余

良能美夜故尓咩佐宜多麻波祢

わるねしのうしよそも通てけるかさ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

たよりなくおもひぬるより　五音通せり　新礼与和同韵なれば通れり

天平二年十二月六日筑前國司山上憶良謹上

三島王後追和松浦佐用嬪面歌一首　前傳

於登夫（オトフ）　吉政目（キメ）　乎波伊麻（ヲハイマ）太見受（タミス）　佐容比（サヨヒ）　賣我（メカ）

必礼布（ヒレフ）　理伎（リキ）　伎等（キトフ）　敷吉（シキ）　民萬通（ミワウ）　良楊満（ラヤマ）

いまはむかしのことなれども　[illegible]

つるとあひはなれてきとりかせをはなれてやすらへ
いそぎしていまのとらくとうとうへて又登攀切
知るら紙二五町通してこうてしてたる
しやうふしてしてすこうてかりまて市西わかれ

内閣文庫
図書之印

萬葉集第五師說卷中終

国立公文書館
National Archives of Japan